

【庁議付議資料】

我孫子市消防長及び消防署長の資格を定める条例案と資格の基準を定める政令との比較

【消防組織法第15条】

(略)

- 2 消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。
- 3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。

我孫子市条例制定 (案)	「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。</p> <p>(消防長の資格)</p> <p>第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 我孫子市消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</p> <p>(2) 我孫子市消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。</p> <p>(3) 本市の行政事務に従事した者で、我孫子市行政組織条例(昭和48年条例第10号)第1条に掲げる部</p>	<p>(消防長の資格の基準)</p> <p>第1条 消防組織法第15条第3項に規定する消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</p> <p>(2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。</p> <p>(3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あつ</p>

の長の職その他本市におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 我孫子市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであること。
- (2) 我孫子市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。
- (3) 我孫子市消防団員として消防事務に従事した者で、消防団の副団長以上の職に3年以上あったものであって、教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

たものであること。

(消防署長の資格の基準)

第2条 消防組織法第15条第3項に規定する消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格の基準として政令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったものであること。
- (2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年(消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間)以上あったもの(前号に該当する者を除く。)であること。
- (3) 消防団員として消防事務に従事した者であつて、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったものであって、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。

附 則

この政令は、平成26年4月1日から施行する。